

国 都 計 第 1 2 5 号  
令和 2 年 1 2 月 2 8 日

各都道府県知事  
各指定都市の長  
各中核市の長  
各施行時特例市の長 殿

国土交通省都市局長  
( 公 印 省 略 )

都市計画法施行規則の一部改正に伴う開発許可制度運用指針の改正について

今般、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」(令和 2 年国土交通省令第 98 号)により都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)が改正されたことを踏まえ、「開発許可制度運用指針」(平成 26 年 8 月 1 日付け国都計第 67 号国土交通省都市局長通知)の一部を下記のとおり改正したので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市町村(指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。)に対して本指針を周知していただくようお願いする。

なお、開発許可制度運用指針は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各開発許可権者におかれては、引き続き、今後の開発許可制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

また、改正した指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜活用していただきたい。

記

「I. 個別的事項」について、別紙のとおり改正する。

## 開発許可制度運用指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>I. 個別的事項</p> <p>I-4 法第32条関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第32条に基づく協議等の手続の迅速化</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 同意書に添付する<u>本人確認資料</u>については、同意者の意思確認上必要な書類ではあるが、添付するものは同意書作成時のもので足り、同意者の真意、権限に疑義がある等特別な理由がない限り、新規のものへの取り直しは要求しないことが望ましい。</p> <p>(以下略)</p> <p>I-5 法第33条関係</p> <p>I-5-9 第14号関係 (関係権利者の同意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 同意書に添付する<u>本人確認資料</u>については、同意者の意思確認上必要な書類ではあるが、添付するものは同意書作成時のもので足り、同意者の真意、権原に疑義がある等特別な理由がない限り、新規のものへの取り直しを要求することは適当ではないこと。</p> <p>I-7 法第34条第14号等関係</p> <p>I-7-1 市街化調整区域における法第34条第14号等の運用</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 流通業務施設</p> <p>具体的な運用に当たっては、次に掲げる事項に留意することが望ましい。</p> <p>① 特定流通業務施設</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 物流総合効率化法第4条第10項に基づく</p>	<p>I. 個別的事項</p> <p>I-4 法第32条関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第32条に基づく協議等の手続の迅速化</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 同意書に添付する<u>印鑑証明</u>については、同意者の意思確認上必要な書類ではあるが、添付するものは同意書作成時のもので足り、同意者の真意、権限に疑義がある等特別な理由がない限り、新規のものへの取り直しは要求しないことが望ましい。</p> <p>(以下略)</p> <p>I-5 法第33条関係</p> <p>I-5-9 第14号関係 (関係権利者の同意)</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 同意書に添付する<u>印鑑証明</u>については、同意者の意思確認上必要な書類ではあるが、添付するものは同意書作成時のもので足り、同意者の真意、権原に疑義がある等特別な理由がない限り、新規のものへの取り直しを要求することは適当ではないこと。</p> <p>I-7 法第34条第14号等関係</p> <p>I-7-1 市街化調整区域における法第34条第14号等の運用</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 流通業務施設</p> <p>具体的な運用に当たっては、次に掲げる事項に留意することが望ましい。</p> <p>① 特定流通業務施設</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 物流総合効率化法第4条第8項に基づく都</p>

都道府県知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる旨の意見があった施設であること。

② (略)

(14) (略)

(15) 介護老人保健施設

(略)

① (略)

② 介護老人保健施設担当部局との調整

都道府県の介護老人保健施設担当部局においては、介護老人保健施設の開設許可手続を支障なく進めるために、あらかじめ申請者から計画段階での事前協議を受け、事前審査を行うこととされているので、開発許可担当部局において介護老人保健施設担当部局と十分な連絡調整を図るものとし、開発許可は介護老人保健施設の開設が確実に許可される見込みであるものについて行うことが望ましい。この場合、介護老人保健施設担当部局において、介護老人保健施設の開設が確実に許可される見込みである旨の確認がなされることとなっているので、別記様式第1の確認書の提出を求めることが望ましい。なお、必要な場合には開発許可担当部局から介護老人保健施設担当部局に対し、当該確認書を作成のうえ申請者に交付したことの事実関係について直接確認することも考えられる。

(以下略)

#### I-7-4 関係部局との調整

都道府県知事等が次に掲げる指定を行ったときは、その具体的内容について農林水産担当部局に対して連絡を行うことが望ましい。

I-7-1 (7) における集落の指定 (指定既存集落)

(削除)

道府県知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる旨の意見があった施設であること。

② (略)

(14) (略)

(15) 介護老人保健施設

(略)

① (略)

② 介護老人保健施設担当部局との調整

都道府県の介護老人保健施設担当部局においては、介護老人保健施設の開設許可手続を支障なく進めるために、あらかじめ申請者から計画段階での事前協議を受け、事前審査を行うこととされているので、開発許可担当部局において介護老人保健施設担当部局と十分な連絡調整を図るものとし、開発許可は介護老人保健施設の開設が確実に許可される見込みであるものについて行うことが望ましい。この場合、介護老人保健施設担当部局において、介護老人保健施設の開設が確実に許可される見込みである旨の確認がなされることとなっているので、別記様式第1の確認書の提出を求めることが望ましい。

(以下略)

#### I-7-4 関係部局との調整

都道府県知事等が次に掲げる指定を行ったときは、その具体的内容について農林水産担当部局に対して連絡を行うことが望ましい。

I-7-1 (7) における集落の指定 (指定既存集落)

I-7-1 (12) における地域の指定 (人口減少産業停滞地域)

I-7-1 (13) に関して行う区域の指定  
(以下略)

別記様式第 1

第 号  
年 月 日

開発許可担当課長殿

老人保健施設担当課長

下記の老人保健施設については、老人保健施設の  
開設許可の見込みが確実であることを確認する。

記

1. 名 称
2. 所在地
3. 開設者

別記様式第 3

開発行為変更許可申請書

都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の 規定により、開発行為の変更の許 可を申請します。 年 月 日 殿 許可申請者住所 氏名_____		※手数料 欄
開 発 行 為 の 変 更	1 開発区域に含まれる地 域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 自己の居住の用に供す るもの、自己の業務の	

I-7-1 (13) における区域の指定 (インタ  
ーチェンジ周辺)

(以下略)

別記様式第 1

第 号  
年 月 日

開発許可担当課長殿

老人保健施設担当課長 印

下記の老人保健施設については、老人保健施設の  
開設許可の見込みが確実であることを確認する。

記

1. 名 称
2. 所在地
3. 開設者

別記様式第 3

開発行為変更許可申請書

都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の 規定により、開発行為の変更の許 可を申請します。 年 月 日 殿 許可申請者住所 氏名_____印		※手数料 欄
開 発 行 為 の 変 更	1 開発区域に含まれる地 域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 自己の居住の用に供す るもの、自己の業務の	

の概要	用に供するもの、その他のものの別	
	6 法第 34 条の該当号及び該当する理由	
	7 その他必要な事項	
開発許可の許可番号		年 月 日 第 号
変更の理由		
※ 受付番号		年 月 日 第 号
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可の許可番号許可番号		年 月 日 第 号

備考 1 変更許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(削る)

- 2 ※印のある欄は記載しないこと。
- 3 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 5 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

の概要	用に供するもの、その他のものの別	
	6 法第 34 条の該当号及び該当する理由	
	7 その他必要な事項	
開発許可の許可番号		年 月 日 第 号
変更の理由		
※ 受付番号		年 月 日 第 号
※変更の許可に付した条件		
※変更の許可の許可番号許可番号		年 月 日 第 号

備考 1 変更許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更許可申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。
- 6 開発行為の変更の概要（「その他必要な事項」を除く。）は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所

氏名	氏名 印
<p>都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更に係る事項  2 変更の理由  3 開発許可の許可番号  年 月 日 第 号</p> <p>備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。</p>	<p>都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更に係る事項  2 変更の理由  3 開発許可の許可番号  年 月 日 第 号</p> <p>備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。</p>